

8月号

世帯と人口

7月1日現在

人口 346,733

男 174,393

女 172,340

世帯数 135,635

(住民登録による)

豊島区広報

昭和42年8月20日 東京都豊島区役所発行

東京都豊島区東池袋1-18-1 大代表(981) 1111



限りない思い出
楽しさいっぱい

夏休みを利用して、ことしも林間学校が各地で開かれています。2日3日の規律ある集団生活の中で自然に接する喜びと、こどもにとって限りない楽しい思い出となるでしょう。〔写真一日光林間学校〕

申出期限は……9月1日まで

永久選挙人名簿の

来る9月1日現在で、選挙人名簿の追加登録が行なわれます
が、従来の制度とは異なり、単に住民登録や主要食糧の配給を
異動したのみでは名簿に登録されません。必ず所定の選挙人名
簿登録申出書を提出してください。受付けは出張所または当委
員会で行なっています。なお用紙は、受付窓口に備えつけあ
りますので、ハコをご持参のうえ手続きをしてください。

今回の追加登録の対象となる方は——去る4月15日に執行
された統一地方選挙に用いられた当区の永久選挙人名簿に登録さ
れていない方で ①：本年6月1日以前から豊島区に住んでいる
②：昭和22年9月2日以前の出生者で ③：9月1日までに登録
申出書を提出された方に限ります。

“成人に達したら”——必ず「選挙人名簿登録申出書」を提出
してください。また“古くからお住いの方”でも永久選挙人名簿
に登録されていない方は、この「登録申出書」を提出しませんと
登録されませんので、ご注意ください。

“転入されたときは”——転入届出と同時に前の住所で発行し
てもらつた「選挙人名簿の異動に関する証明書」を出張所へ提出
し、あわせて選挙人名簿登録申出書を提出してください。

“区外へ転出するときは”——出張所で転出の手続きをすると
同時に「選挙人名簿の異動に関する証明書」の交付をうけ、新し
い住所で転入届出をする際に、この証明書を提出して選挙人名簿
の登録申出をしてください。この手続きをしませんと新しい住所
で永久選挙人名簿に登録されません。

なお本年6月2日以後、豊島区に転入された方は、所定の登録申
出書を提出してあっても今回の追加登録は行なわれません。来年
3月1日現在の定期登録により登録されることになります。

“以上の追加登録者のみを縦覧に供します”——9月11日～20
日迄。土・日曜日に関係なく毎日午前8時30分～午後5時まで。
この縦覧期中に異議申出があつても「選挙人名簿登録申出書」
が提出されなければ受付られません。追加登録者のみの縦覧
なので、従来の選挙人名簿の縦覧は行なわれません。
くわしいことは：豊島区選挙管理委員会(981)一一一まで。

正常な学校運営をめざす

三 学校運営費を大幅に増額 三

豊島区では、昭和32年度から、小中学校の運営に必要な経費を毎年増額して、父兄負担の軽減をはかつてきました。

この結果、一般的には父母負担がかなり減少しましたが、まだ、若干の私費負担がなされていました。これには、学校教育における公費と私費の負担区分が明確でなかつたことなどいくつかの原因が考えられます。義務教育の学校運営の上から決して好ましいことではありません。そこでこのたびの措置がとられたわけです。

都が学校運営の標準費を定める

今回、東京都では、この問題について今までの父兄負担解消対策の方法を再検討し、学校運営に必要な経費を理論的に積み上げる、私費負担が許される分野と考え方を明確にすることにしました。そこで、都教育局が中心となって、義務教育にだけの経費が必要で、どれだけを公費で負担するのかということを検討しました。とくに法令や、二十三区の教育の実態、小中学校的教育課程などを十分考慮に入れ、検討した結果をひとつひとつ積み上げて「学校運営費の標準」を定めました。そして、公費で負担すべき経費についての財源措置を行なうことになりました。

☆個人負担となるものの範囲

学校教育に必要な経費のうち私費負担の許される分野については、現行法令の考え方をもとに、つぎの二つの分野にして個人負担とすることになります。

☆学校運営費標準に対する豊島区の措置

以上が、都で定めた学校運営費標準および私費負担の範囲であります。

第一は、ノート、鉛筆、ハサミ、学用品類など、家庭学習にも必要で、しかも学校での学習指導にも必要なもので、個人の持ち物として持つてこられるようなものの経費。

第二は、図工・技術家庭科の実習材料、クラブ活動で児童生徒個人の所有になるもの、給食の食材料費、修学旅行費などでとくに家庭教育上必要というわけではないが、その利益が児童生徒に還元されるものの経費、(くわしくは別表(1)参照、なお私費の範囲と)たものについ

ては、父兄の了解を得て学校が一括購入などを願いすることがあります)

したがって、児童生徒の父兄が負担するのは、これらの経費に限られ、これ以外の経費は公費負担となるわけです。

なお、これら個人負担とされた経費について、負担すること

が困難な家庭には、その経費を区で援助することになつておられます。

☆学校運営費標準に

さて、この標準を分析して、豊島区の教育全般と対比したところ、本区の教育水準の方が高いものや、標準にない独自の教育事業が行なわれているものなどがあつて都が定めた標準経費だけでは不足することが明らかになりました。そこでこの6月の区議会に補正予算として、学校運営費標準を大幅に上まる八千九百八十万円の予算を学校運営費として計上可決成立いたしました。(予算関係、別表(2)

(参照)

これにより、豊島区立の学校は、豊島区の教育の特色をもつた正常な学校運営がなされるとともに、公費の父兄負担をなくすことができるわけです。

☆PTAも正常な運営と活動を

戦後から今日まで、公教育の一部が私費負担によって充実されてきた事実はだれしもが認めるところで、PTAなどの団体が、善きと協力によって学校後援に果たされた役割りは高く評価されなければなりません。

しかし、今後はこうした学校に対する熱意を、ことものを中心にいただき、よりよい学校、よりよいPTAとして、PTA本来の正しい運営と活動にご尽力賜わることを期待しております。

また、学校側も、PTAなどから物的、金銭的後援を容易に受け入れるといった、私費依存を避け、公費の範囲内で創意ふうをこらし学校運営を行なうようになつています。

したがつて、今後は、公費の少ないと理由に、PTA会費などからの支援をお願いすることは、いっさいなくなります。

父兄のかたがたも十分このことを認識され、正しい学校運営に対し理解・協力をお願いいたしました。

個入負担の範囲 別表(1)

小学校	中学校
1 通常家庭にあるいは家庭になくても家庭教育上必要な品物で、学校における学習指導上必要な場合は個人の所有物として学校に持参するもの。	2 家庭にない品物で、家庭教育上特に必要というわけではないが、そのもの、またはその利益が個人に還元されるもの。
(1) 國語字用具一式(鏡、筆など)	(1) 國語字用具一式(鏡、筆など)
(2) 社会 地図本、白地図	(2) 社会 歴史地図、学区地域図、歴史年表
(3) 算数セット、そろばん	(3) 算用計算機
(4) 音楽 ハーモニカ、たて笛、よこ笛、カスタネット	(4) 音楽 ハーモニカ、たて笛、よこ笛、カスタネット
(5) 図工 水彩用具一式、クレバース、クレヨン	(5) 図工 彫刻用具、製図用具、水彩用具
(6) 役割用具一式	(6) 英語 英和辞典、和英辞典
(7) 工作用具一式	(7) 技術 実験、模型用具、調理用具、木工用具
(8) 家庭 用具一式、しじゅう用具	(8) 体育 作業用被服、クリーク、しない
(9) 体育 運動用被服一式、くつ、はらまき	(9) 体育 作業用被服、クリーク、しない
(10) 各教科 学習用ノート、筆記用具、けいごん、	(10) 体育 作業用被服、クリーク、しない
(11) 共通 三角定規、ものさし、ナイフ、分度器、はさみ、コンパス、下敷き入れ	(11) 体育 作業用被服、クリーク、しない

2 家庭にない品物で、家庭教育上特に必要といわなければならないが、そのもの、またはその利益が個人に還元されるもの。

- (1) 家庭用実習材料(調理材料、被服材料)
- (2) 図工用実習材料(工作材料)
- (3) クラブ活動費(5・6年 各83円)
- (4) 給食費
- (5) 連足、夏支那改、移動教室、音楽鑑賞教室
- (6) 音楽記念アルバム代

学級費 別表(2)

項	標準内運営費(千円)	標準外運営費(千円)	計(千円)
ア 準正前における計上額	299,876	49,380	349,256
イ 42年度実際運営費累計額	332,133	14,533	346,666
△ 32,257	34,847	2,590	
ウ △(△) 不足(アーベイ)	80,758	9,043	89,801
エ 今回補正予計上額	48,501	39,341	87,842
オ 区教育水準維持向上のための特出額	380,634	53,874	434,508
カ 309,736	56,084	365,820	
キ 41年度(前年度)計上計額			

お知らせ



☆戦没者に対する特別弔慰金
(三万円)の請求はお済みですか

昭和16年12月8日以降戦没された方の遺族で、昭和40年4月1日において公務扶助料または遺族年金・給与金等を受けていた方が、いなくなつた遺族で、つきのような方には特別弔慰金が支給されます。

(1) 戰傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金(5万円もしくは3万円)をもらった遺族。

(2) 弔慰金はもらつたが、妻は死

亡または再婚し、両親も死亡

子は成人に達した等で現住は扶助料・年金・給与金をもらつていない遺族。

ただし、戦没者の子を除いてはつきのような方に限りま

す。
① 戦没者の死亡当時、戦没者と生計関係があつたこと。
② 戦没者死亡後「氏」を改めた婚姻、あるいは養子縁組ををしていないこと。

以上の方は特別弔慰金の請求ができますが、まだ請求していない方が多勢います。該当者によって時効は違いますが、早く請求しないと時効により受給できなくなりますのでご注意ください。

なお、くわしくは左記へおたずねください。

区役所厚生部管理課厚生係
内線二二二一三二

☆国保の保養施設

2か所増設

国民健康保険課では、被保険者のみなさんの健康保持と増進のため、各地の温泉旅館21か所と契約しておりますが、このたび伊豆下田と湯檜曽の2か所を追加しましたのであわせてご利用ください。

方法…獣医師会の指導により愛犬の交換をする(無料)

動物愛護の心をやしない、捨て犬の野犬化によるいろいろな被害を防ぐため、愛犬(とくに仔犬)の交換会を開きます。区として、この運動を効果的に進めようという、画期的なもので、区内愛犬家の皆様のご米場をお待ちしています。

とき…9月9日(土)後1~4時
ところ…雑司が谷公園

方法…獣医師会の指導により愛犬の交換をする(無料)

【第19回豊島区】
秋の茶華展書道教室開催
文芸教室開催

恒例の茶華道展をつぎのよう

に開きますので、皆様おそろい

でご鑑賞おでかけください

とき…9月5日~10日

ところ…東武百貨店
午後6時30分から2時間、区立青年館で開かれます。

科日…俳句・毛筆(毎火曜日)

短歌・ペン習字(毎水曜日)

番地…西巣鴨二丁目二八六五

番地に本籍があつた人は

豊島区東池袋二丁目二八六五

番地と表わすようになります。

同様に、番地は上地に付けら

れた符号ですから本来の目的で

あり、上地や家屋の表示も、先

程のように住居表示により変更

になった新町名と旧番地を使う

わけです。

詳しくは成人教育係(内)四一六へ

利用されたい方は、お早やめに国民健康保険課管理係(内線三二一)までお申込みください。

なお、旅行シーズン中は、土日祭日は混みますので相当期間の余裕をみて申込まれるように。

☆愛犬交換会

利用されたい方は、お早やめに国民健康保険課管理係(内線三二一)までお申込みください。

なわると、街区符号と住居番号で、住所を表わすのですね、ではどのように書き表わすのですか。――

区役所にある住民票、印鑑登録台帳、選挙人名簿、その他の公簿は区役所で訂正します。

問【住居表示制度が行なわれるとき、街区符号と住居番号で、住所を表わすのですね、ではどのように書き表わすのですか。――

免許証は警察署で扱いますが、これはどのような手続きをすればよいのですか。――

免許証は警察署で扱いますが、住居表示が行なわれる日から、表示変更証明書を無料でさしあげます。この証明書をそえて区役所と出張所の窓口で「住居表示変更証明書」を無料でさしあげます。この証明書をそえて管轄の警察署へ手続きをしてください。

問【今までのお話でだいたいわかりましたが、親類や知人に住居表示の変わったことを知らせるのはどうしたらよいのですか。――

郵便局との関係になりますね。住居表示が行われる前に、区では新しい町区域、街区符号などが印刷してある案内図をお届けしますが、このとき郵便局からの無料はがきを一世帯二十枚お配りしますのでお使いください。

なお四百枚まで無料扱いがうけられます。詳しいことは郵便局でおたずねください。